

再評価調書（再々評価）

事業名	小島漁港整備事業				
所在地	岬町小島				
再々評価理由	再評価後5年を経過した時点で継続中				
事業概要	目的	大阪府の最南端にある小島漁港では、アジ・タイ・タチウオ等の一本釣り漁業が盛んに行われている。 当漁港では、漁業活動に不足している係留施設や道路等の整備及び用地造成を行うとともに、親水護岸や多目的広場などのふれあい整備を図ることにより、漁業振興という漁港整備の基本的な目的に加え、漁港背後の生活排水処理による生活環境の向上、多目的広場等によるコミュニティ活動の振興や災害時の避難地確保及び府内に随一残された自然海岸の景観と大都市近傍という立地条件を活かした、府民が遊漁等により漁業とふれあう親しみやすい漁港整備を行う。			
	内容	漁港活動に必要な土地造成 9,879m <sup>2</sup> (防波堤286m、護岸324m、船揚施設20m、物揚場205m) ふれあい整備に必要な土地造成 4,969m <sup>2</sup> *建物・広場・緑地等の上物整備は事業対象外			
	事業費	全体事業費：約22.0億円(約19.6億円)うち投資済事業費：約15.4億円(約8.1億円) (内訳)用地費約 - 億円(約 - 億円) (内訳)用地費約 - 億円(約 - 億円) 工事費約22.0億円(約19.6億円) 工事費約15.4億円(約8.1億円) ( )内の数値は再評価時点のもの			
	維持管理費	2,700千円/年(維持浚渫、道路補修、電気代、ゴミ撤去等)			
	上位計画	漁港漁場整備長期計画(H14.3) 大阪岬地区新マリノーション拠点交流促進総合整備計画(H6.3)			
	関連事業	深日漁港整備事業			
事業の進捗状況	経過	計画時の想定	再評価時点	現時点	分析
	進捗状況	用地：-% 工事：-%	用地：-% 工事：41.2% (H12年度末)	用地：-% 工事：69.9% (H16年度末)	・事業費が確保できず3年延伸した。
	途中段階の整備効果発現状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波堤が概成し、台風時に谷川港へ漁船が避難することが少なくなった。</li> <li>防波堤や親水護岸の概成により、波の飛沫が人家へおよび被害が減少した。</li> <li>船揚場の整備が済み漁船の修繕等に利用されている。</li> <li>埋立が一部竣工したことにより、岬町が事業主体となり漁業集落排水処理施設整備事業が今年度事業着手。</li> </ul>			
	事業進捗に関する課題				

事業を巡る社会情勢の変化	事業目的に関する諸状況	計画時の想定	再評価時点での状況	現時点での状況	分析
		漁港基盤(H6) 漁業者数 35人 漁船数 50隻 水揚量 36t 水揚金額 36百万円 ・物揚場延長 286m (内新設286m) ・漁業活動用地 15,570m <sup>2</sup> (内埋立14,031m <sup>2</sup> ) ふれあい整備 漁港地区人口 279人 遊漁船数 36隻 遊漁船利用者数 約14千人 ・緑地等用地 6,205m <sup>2</sup> (内埋立4,969m <sup>2</sup> )	漁港基盤(H10) 漁業者数 35人 漁船数 48隻 水揚量 40t 水揚金額 25百万円 ・物揚場延長 286m (内新設286m) ・漁業活動用地 15,570m <sup>2</sup> (内埋立14,031m <sup>2</sup> ) ふれあい整備 漁港地区人口 251人 遊漁船数 36隻 遊漁船利用者数 約14千人 ・緑地等用地 6,205m <sup>2</sup> (内埋立4,969m <sup>2</sup> )	漁港基盤(H14) 漁業者数 28人 漁船数 49隻 水揚量 19t 水揚金額 17百万円 ・物揚場延長 257m (内新設205m) ・漁業活動用地 11,815m <sup>2</sup> (内埋立9,879m <sup>2</sup> ) ふれあい整備 漁港地区人口 242人 遊漁船数 32隻 遊漁船利用者数 約13千人 ・緑地等用地 6,205m <sup>2</sup> (内埋立4,969m <sup>2</sup> )	漁船数は横ばいであるが、漁業者数、水揚量共減少している状況で、既存施設を有効利用する計画に変更し物揚場延長及び漁業活動必要用地を削減した。  漁港地区人口遊漁船数、遊漁船利用者数とも若干減少しているが、このふれあい整備に地元は期待している。
地元等の協力体制		公有水面埋立免許の取得に際し、漁業権内の埋立事業に対して地元の漁業権所有者が漁業補償なしで埋立に同意。 大阪府に公有水面埋立免許が出願された際に、地元の岬町をはじめ関係者に対して意見を徴したが、反対意見はなかった。 当漁港整備に関して地元岬町は事業費の10分の1を負担している。	同左	計画変更に当り、地元岬町及び漁協と協議して進めた。 完成した防波堤や護岸に釣り人が残したゴミを地元岬町と漁協が連携して撤去している。	今後も地元岬町及び漁協と連携して事業の進捗を図る。

		計画時の想定		備考	再評価時点での状況	
事業効果の定量的分析	費用便益分析	・ B / C = 便益総額 B = 総費用 C = (当初は、費用対効果マニュアルがないため、計算できなかった)			B / C = 1 . 1 4 便益総額 B = 2 , 1 0 1 百万円 総費用 C = 1 , 8 4 5 百万円 ( H 1 1 年度価格に割戻し ) ・ 算出根拠 : 漁港漁村関係事業費用対効果分析のガイドライン ( 暫定版 ) ( H 1 1 年 7 月 ) ・ 便益内容 ( 主な ) ・ 物揚場利用 ( 荷揚げ、給油、氷補給等 ) 及び作業効率の改善 ( 待ち時間の解消、作業面積の増等 ) ・ 台風時における避難活動の解消 ・ 防波堤等の整備による漁船耐用年数の延長 ・ 遊漁船案内所等の整備による新たな経済活動の発生 ( 漁港整備事業による用地造成成分のみ計上 )	
	その他の指標 ( 代替指標 )					
事業効果の定性的分析	安全・安心	漁業生産体制の強化、安定化 ・ 係留施設が増加するため、漁船の大型化に対応できる。 ・ 漁業活動空間が増加するため、多様な漁具、機械類による生産性向上 自然災害に対する防御効果 ・ 防波堤が沖合いに再整備されることから、防波堤を超える波の影響が人家まで及び危険が低下した。また、防潮堤の再整備 ( 海岸整備事業 ) が可能な用地が確保され、高潮等に対する安全性の向上が図れる。	漁業者  地域住民	同左		
	活力	新たな交流拠点の形成 ( 府民の海とのふれあい空間 ) ・ 遊漁の場が確保されることより、府民が海とふれあえる機会が増えると共に、遊漁船利用者の増は、漁業者の副収入の増となり、漁業経営の安定化につながる。 ・ 多目的広場等を活用したイベントが開催されることにより、来訪される府民の交流が図られる。( ふれあいの場の創造 ) 周辺地域の活性化 ・ 漁港を訪れる府民をターゲットとした商業活動が活発化されると共に、地域のにぎわいの源となる 新規産業の立地 ・ 魚介類の加工場をはじめ漁業活動を支援する施設が整備可能な用地が確保されることから、新たな産業の立地が期待できる。	漁業者  府民 ( 来訪者 ) 地域住民  漁業者、 地域住民	同左		
	快適性	波の飛沫被害の減少 ・ 防波堤が沖合いに再整備されることより、防波堤を超える飛沫が人家に及び量が減少する。( 塩害が緩和される ) 漁業活動区域と住宅区域の離隔拡大 ・ 漁業活動に伴う騒音、悪臭等の発生源が沖合いに移動するため、その影響が人家にまで及びにくくなる。( 夜間・早朝の漁業活動における制約の緩和 ) 地域環境の改善 ・ 周辺地域に不足している緑地が確保される。 ・ 下水道整備により、漁港内への生活排水の垂れ流し状態が改善されるほか、汲取り式から水洗式のトイレに改良されるなど、小島地区の生活環境が改善される。 府民の憩いの場の創造 ・ 漁港内に新たな府民の憩いの場が確保される。	地域住民  漁業者、 地域住民  地域住民  府民 ( 来訪者 )	同左		
	その他					
自然環境等への影響と対策	公有水面埋立免許図書は出願時に府民等に縦覧されているが、その中には環境保全に関し講じる処置を記載した図書が添付されており、そこでは事業の環境に対する影響は軽微であると記載されている。			同左		
その他特記すべき事項	前回再評価時の意見具申・府の対応方針の概要	( 意見具申 ) 事業継続 全体として事業の必要性を精査すると共に、国庫補助制度を活用して、懸案の地域整備も含めた複数の目的を一体的に実現していくことが効果的であると考えたところであり、今後、府において財政状況も踏まえつつ効果的な事業遂行に努めていかれることを前提として、「事業継続」と判断した。 主な意見として、・ 直接の受益者である地元漁業従事者の数に比べて投資額が過大ではないか、 ・ 整備内容に漁業振興以外の要素も多く含まれているが、これらの必要性をどう考えるか、 ・ 同一町内に2つの漁港を同時に整備する必要があるのか。当面、緊急度の高い方を優先的に整備すればどうか 等があった。 ( 府の対応方針 ) 財政状況を勘案し、コスト縮減に努めるなど効率的な事業進捗を図るとともに、埋立造成後に整備される各施設については、それぞれの設置目的、受益者の範囲などを勘案し、適切な事業主体や費用負担について検討していく。				

現時点での状況 ( 変更点 )		分析
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B / C = 1 . 1 2</li> <li>便益総額 B = 2 , 7 9 5 百万円</li> <li>総費用 C = 2 , 5 0 4 百万円</li> <li>( H 1 6 年度価格に割戻し )</li> <li>・ 算出根拠 : 水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン ( 暫定版 ) ( H 1 4 年 3 月 )</li> <li>・ 便益内容 ( 主な ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物揚場利用 ( 荷揚げ、給油、氷補給等 ) 及び作業効率の改善 ( 待ち時間の解消、作業面積の増等 )</li> <li>・ 台風時における避難活動の解消</li> <li>・ 防波堤等の整備による漁船耐用年数の延長</li> <li>・ 遊漁船案内所等の整備による新たな経済活動の発生 ( 漁港整備事業による用地造成成分のみ計上 )</li> </ul> </li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防波堤の整備による漁船耐用年数の延長の便益計算において、ガイドラインの改定により、対象漁船数が増加したことにより、便益が増加した。</li> <li>・ 再評価時点では、全体整備完了後から便益が発現するものとして計算したが、現時点では、防波堤及び護岸の整備により、台風時における避難活動の解消及び漁船の耐用年数延長にかかる便益の発現が確認されたため、当該便益を全体整備完了前に計上した。</li> </ul>
同左		
府民の海とのふれあいの場 ・ 防波堤や親水護岸において、日曜祭日等に多くの府民の釣りの場となっている。		
同左		
海域環境保全の観点からも計画を見直した結果、既存施設を有効利用することで埋立面積が減少。また既存施設の撤去が減少した。		
今回評価時点の反映状況	漁港機能を確保しつつ既存施設の有効利用を図る計画に変更。  漁業者が受益者となる上架施設は、漁協が事業主体として整備。  背後住民が受益者となる漁業集落排水処理施設整備は、町が事業主体として整備。	